

海外経済要録

国際機関

◇ガット第15回総会——一般会議——

ガット第15回総会は10月27～29日の閣僚会議に続き30日より一般会議にはいったが、11月20日その議事を全部終了して閉会した（調査月報34年11月号要録参照）。

オルディニ議長は閉会にあたり総会の成果を総括する演説を行ない、今次総会が異常な戦後期の状態の終結を画したガット史上記念すべき会議であったとして、東京総会の意義を高く評価した。同時に議長は今後の問題として、これまで国際収支の擁護を目的とする諸制限の陰にかくされていた多くの問題が今や表面化しつつあることを指摘し、新しい段階におけるガットの役割を強調した。国際経済が大きく自由化の方向に転換しつつあるおりから、この東京総会はまたわが国経済界にも大きな影響を与えている。一般会議における主要な問題点を摘記すれば次の通り。

1. 関税引下げ交渉会議の手続……明年9月より開催される多角的関税引下げ交渉会議における規則および手続が採択された。新規則では農産物輸出国や後進諸国のために、補助金ないし内国税のごとき関税以外の制限をも交渉の対象にしようことを認めている。
2. 国際収支擁護目的の輸入制限……最近における諸国の輸入制限緩和傾向を歓迎するとともに、輸入制限の差別的適用の廃止がガットの目的の達成上きわめて重要であることを再確認した。
3. 後進国の輸出増加……後進国の第1次産品の輸出を拡大するため、各国政府が現行の関税、数量制限、その他の制限措置を再検討すべき旨の勧告が採択された。
4. 地域的経済統合……欧州共同市場の過去1年間における動きが報告され、承認されたが、これに対し一部よりその農業政策を批判する見解が表明された。南米7か国自由貿易地域結成の動きについては関係国よりその進捗状況が報告された（最終草案は明年2月の予定）。また欧州自由貿易連合に関してはガットにおける協定審議の日程が作成された。
5. 特定商品の輸入急増による市場混乱の回避……閣僚会議において米国より、特定商品の輸入の短期間における急増が輸入国に重大な経済的・政治的・社会的

影響を及ぼすことの可能性が指摘されたが、討議の結果問題の複雑性にかんがみ、次回の総会に持ち越されることとなった。次回の総会では専門部会を設けてこれを検討することの可否が審議される予定で、それまでに事務局長が実情報告を作成することとなっている。この問題が低賃金国からの工業製品急増という角度から取り上げられるに至ったという事情により、わが国外務省では「日本の労働条件」と題する資料を総会参加諸国に提示し、わが国の賃金水準が必ずしも低くないことを明らかにした。

6. 対日第35条援用……萩原日本代表は17日、対日第35条の援用の撤回を求める旨の演説を行ない、新独立国は第35条の援用によらず第18条（後進国の特例）により事態の解決を図るべきこと、先進諸国の日本商品に対する懸念は根拠のないものでガット枠内で十分処理しうるものであること、特定商品輸入急増問題で第35条援用問題をすりかえてはならないことなどの諸点を強調した。この問題の複雑な性格により、今回の総会でも具体的な進展はみられなかったが、この問題をめぐる雰囲気は明らかに好転したと伝えられる。日本代表の要求によりこの問題は次回総会でも引続き議題とされることとなった。

7. 新締約国……ユーゴスラビアは11月16日正式に準締約国となった。またチュニジアは11月12日より仮加入を認められた。このほかポーランドの準加入に関する宣言が採択され、締約国%の宣言承認をもって同国が準締約国となることとなった。

なお、第16回総会は明年5～6月、第17回総会は同10～11月、いずれもジュネーブで開催される。第17回総会終了までの間、バルボサ・ダ・シルバ氏（ブラジル）が議長に、萩原およびバン・オルショット（オランダ）両氏が副議長に選出された。

米 国

◇米国、加盟銀行の支払準備に手元現金を算入

連邦準備制度理事会は11月30日理事会規程Dを改正し加盟銀行がその手元現金の一部を法定支払準備に算入する手続を制定した。この規程改正は、さる7月の連邦準備法改正によって理事会に与えられた権限により行なわれたものである（調査月報34年7月号要録参照）。

これにより、(1) 地方銀行は12月1日より保有手元現金のうち純要求払預金(要求払預金額より政府預金および取立中の小切手類を除く)の4%をこえる部分を、(2) 準備市および中央準備市所在の銀行は12月3日より保有手元現金のうち純要求払預金の2%をこえる部分を、それぞれ所要準備の一部として算入しうることとなった。

手元現金の支払準備算入のおもなねらいは加盟銀行間の不公平を是正するという点にあり、支払準備を連銀預け金に限るという従来の制度が手元現金の比較的厚い地方銀行に不利な影響を及ぼす傾向にあったことを改めようとするものである。したがって理事会当局ではこの措置を発表するにあたり、特にそれが現在の金融政策基調の変化を意味するものでない旨を付言している。また12月初めという時期が選ばれたのは、この時期が季節的な現金需要期にあるため連銀としても当然支払準備資金の追加的供給を要する時期であるという点を考慮したものとされる。

なお理事会の計算ではこれにより2.3億ドルの支払準備が節約され、銀行の貸出能力は理論的には約14億ドル増加することとなる。しかし現在手元現金総額(24億ドル)の純要求払預金に対する比率は中央準備市所在銀行0.6%、準備市所在銀行1.6%、地方銀行3.3%の見当にあることを考慮すれば、今回の措置は連銀のかなりきびしい引締め態度を反映したものと見えよう。

欧州諸国

◇欧州共同市場閣僚理事会

11月23日から3日間、ストラスブルグにおいて共同市場閣僚理事会が開かれた。今回の会議では共同市場域内関税引下げ、輸入割当拡大の域外拡大適用など対外政策に関し、さきに発表されたハルシュタイン報告(調査月報34年10月号参照)および共同市場準備期間の短縮(ウイニイ提案一同11月号参照)が論議され、その成行きが注目されていたが、結局対域外政策に関してはハルシュタイン報告を全面的に採用、準備期間短縮については今後の検討課題とすることに決定、25日大要次のようなコミニケが発表された。

(1) 輸入割当

共同市場は国際経済関係を考慮し、1960年1月1日実施の域内輸入割当拡大(20%)をガット加盟国(前回はOEECの範囲)に対しても同様適用する。これに対し共同市場はその他のOEEC加盟国が、共同市場に対して同様輸入割当拡大を行なうことを期待

する。

(2) 関税譲許

共同市場は1960年7月1日の域内関税引下げをガット加盟国および最恵国待遇国にも拡大するであろう。ただし引下げは対外共通関税を限度とする。本措置に対し第3国が関税引下げをもって応ずることを歓迎するが、共同市場は第3国に交換条件としての関税引下げを求めるものではない。

共同市場はガット加盟国および最恵国待遇国に対し大幅な関税引下げを行なう用意があり、米国の提案する1960~61年のガット関税交渉に積極的に参加するものであることを再確認するとともに、その後においても、関係国とさらに関税引下げ促進のため交渉を行なうものである。

(3) 欧州連絡委員会

共同市場は欧州のその他の諸国またはそのグループとの間に欧州連絡委員会を設置する用意がある。

本委員会の任務は、①共同市場と他国との貿易事情およびその問題点の調査、②問題点解決策の提案、③関係国間の問題解決のための交渉、などである。

(4) 農業問題

農産物に対する関税も工業製品と同じ条件で引き下げられることとなろう。

(5) 後進国援助および経済政策の国際協調

イ、共同市場は後進国援助を国際協調によりいっそう効果あらしめるため、米国、カナダ、英国、その他後進国援助に熱意を有する欧州諸国と交渉する用意がある。

ロ、経済政策の国際協調のため、共同市場は上記諸国と定期的会合を持つ用意がある。

(6) 共同市場の内部的強化

共同市場の域外に対する自由化政策は、域内の内部的強化を待って可能となるものであり、共同市場の経済統合の促進、共通通商政策、共通経済政策などはかかる見地から評価されるべきである。

なお明年7月1日の関税引下げに関し、フランスは予定の10%を20%とすることを提案、最終決定は今後に持ち越されたが、両者の中間となる可能性が高いと伝えられる。また公式発表は行なわれなかったが、今回の会議ではかねてフランスが主張していた共同市場政治機構設置案が討議された。この案はNATO内部にさらに政治的、軍事的ブロックを作ることと、域内におけるフランス・西ドイツの政治的発言力を強化する結果となることなどから、ベネルクス3国が反対したため成立しなかったものの、6か国は政治問題につき3か月ごとに外相級

会議を開くことに意見の一致をみたと伝えられ、共同市場の今後の方向を示唆するものとして注目される。

◇欧州自由貿易連合の協定仮調印

共同市場外の7か国（英国、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、スイス、オーストリア、ポルトガル）は11月19、20日の両日ストックホルムで開催された閣僚会議において欧州自由貿易連合設立に関し最終的意見の一致をみ、20日協定仮調印（署名）を行なった。各国は来年3月末までに議会の批准を終り、欧州自由貿易連合は、来年7月1日から具体的に発足することとなった（調査月報34年8月号要録参照）。

事務局はパリに設置されることになったが、その理由としては、パリが欧州自由貿易連合各加盟国の中央に位置し、かつOEEC事務局の所在地であるという地理的理由があげられているにすぎない。自由貿易連合設立のねらいが英国など7か国が共同市場の外側に経済的に孤立することを防ぎ、これを足場に共同市場との融合を図ることにあることを考慮すれば、事務局をパリに設置することはかかる悲願達成への積極的意図の現われとみられよう。英国の論調も、経済的、制度的に分割が固定しないうちに共同市場と交渉を開始することこそ急務であって、部分的な組織体は次善の策にすぎないとの見解をとっており、新組織体は共同市場と交渉するに役立つ面もあるが、他面英国が加盟することによって共同市場と政治的に接近することがかえって困難となる危険もあると示している。

◇英国のエイモリ蔵相およびコボルト総裁の市長招待晩餐会における演説要旨

11月12日行なわれた恒例の市長招待晩餐会においてエイモリ蔵相およびコボルト英蘭銀行総裁は経済の現状につき概要次のごとき演説を行なった。

1. エイモリ蔵相演説要旨

1959年は「達成の年」(a year of achievement)であったが、60年は「挑戦と機会の年」(a year of challenge and opportunity)とならう。世界貿易は拡大途上にあり、英国は十分これを利用してきたが、今後輸出競争はますます激化するから、生産性の着実な上昇を図るためには高水準の国内投資が必要である。コストは低く安定させねばならず、これはあらゆる部門の関心事でなければならぬ。インフレの再発がわれわれの目的に対して最大の脅威であることを忘れて、各部門が物価騰貴を促進するようなことのみを追求するならば、物価の安定は危うくなり、拡大を押えなければならなくなろう。

本年度予算は当初の予想を上回る黒字となる見込みで、貯蓄も好調であり、金融情勢はバランスを失ったものと思わないが、銀行貸出は今後注意深く見守る必要がある。

2. コボルト英蘭銀行総裁演説要旨

景気の現状につきそのおもな特徴として、①物価の安定、②交換性回復後のポンドの引き続き堅調、③株式市場における株価の著騰、④銀行貸出の急増、があげられる。銀行貸出の増大は現在までのところでは商工業にとって役立つと思うが、今後引き続き同じペースで続く場合には警戒を要する。

シティ筋の反響としては、特にコボルト総裁の銀行貸出に対する警告をかなり重大視している模様であり、もし引き続き銀行貸出が増大する場合には、英蘭銀行がいかなる手段を講ずるかなどが議論され、株価もこれを反映して反落を示した。

◇ラドクリフ報告に対する政府の見解発表

エイモリ蔵相は11月26日の議会において、ラドクリフ報告に対する政府の態度につき概要次のごとく、現行制度に若干の修正は加えるものの、報告の主要提案は拒否することを明らかにした。

(1) 公定歩合の変更が、ラドクリフ提案のごとく蔵相の名前と権威で行なわれるべきであるとするには同意できない。この結果、公定歩合変更の最終的決定および新聞に対する正式発表は従来通り英蘭銀行が行ない、蔵相の承認を得た旨付言することとなった。

(2) ラドクリフ報告の常任委員会(Standing Committee)設置案を拒否。蔵相および商相は、英蘭銀行の経験を経済政策全般に利用するため英蘭銀行代表を国家の経済政策が立案され、調整される各種公的委員会の常任委員とすべきであるとする。

(3) 統計の充実

政府は、この点に関する提案を受け入れ、全銀行組織の資産負債に関する総合的統計をはじめ、諸統計の充実を図りたい。

(4) 地方公共団体借入

ラドクリフ提案を否定。地方当局は引続き資金の市場調達を図るべきであり、公共事業貸付局への依存は市場調達が困難な場合に限るべきである。

◇オランダ銀行の公定歩合引上げ

オランダ銀行は11月16日、公定歩合を0.75%引き上げ、3.5%とした。

オランダ銀行公定歩合は、昨年11月と本年1月の2回

にわたり景気刺激策として引き下げられ、2.75%の低水準にあったが、今回オランダとしてはかなり大幅な引上げが行なわれたのは次のような目的によるものである。

(1) 景気過熱化傾向に対する予防的金融措置——年初来オランダの輸出は電気器具、化学製品、食料品などを中心に大幅な増加を示していたが、夏以降はフランス、西ドイツの干ばつにより農産物輸出が特に急増し、このため9月の貿易収支は1953年10月以来はじめて均衡、10月には輸出1,361百万ギルダー、輸入1,328百万ギルダーとついにオランダ史上最初の輸出超過を記録した。かかる輸出の好転につれ、生産も急速に上昇、1～9月の生産水準は昨年同期比9%増を示した。9月の生産指数(1953年=100)は、紙、皮革、ゴム製品などを中心に143と新記録を示現、今後も生産活動は一段と活発化する形勢にある。

しかしながらこのような経済の拡大はややテンポが急激にすぎ、すでに雇用面などで隘路が生じてきた(失業者、9月46.6千人、昨年末116.4千人)ほか、消費の急増(前年比4.5%増)、物価の強調(8月前年比4%高)など、最近景気過熱化の危険が感ぜられるに至った。かかる事情を反映して1～9月の商業銀行貸出は前年同期比16～17%増を示しているが、最近その増勢はとみに激化し、オランダ銀行対民間信用(9月末、3,413百万ギルダー)でみると上半期199百万ギルダーの増加から、第3四半期は274百万ギルダーの大幅増加となっている。かくてオランダ銀行は政府の緊縮財政政策(財政赤字を本年度1,850百万ギルダーから782百万ギルダーへ縮減)に呼応、景気過熱予防策を講ずることとなった。

(2) 国際金利平準化対策——従来の公定歩合2.75%は西欧主要国に比し著しく低く、特に10月、西ドイツの公定歩合引上げ後は、短期資金の流出が目立ち、前述のような貿易収支の好調にもかかわらず、ベルギーの金・外貨準備は漸減傾向を示しており(11月末1,327百万ドル、昨年末1,493百万ドル)この面から国際金利水準へのさや寄せが必要となった。

アジアおよび大洋州諸国

◇第11回コロンボプラン協議委員会の開催

第11回コロンボプラン協議委員会はインドネシアのジョクジャカルタにおいて10月26日から予備会議を、11月11日から14日まで閣僚級会議をそれぞれ開催した。今回の閣僚級会議においては、①予備会議の作成にかかる年次報告書の採択、②シンガポールの正式加盟承認(この

結果加盟国は19、準加盟国2)、③コロンボプランの期限5年延長案可決(1961年から5年間延長)、などをみたが、会議全般を通じ特に注目をひいた点は次の通りである。

- (1) 東南アジアの人口増加率が急速に上昇し、多くの国において国民総生産の増加率を上回っているため、これら諸国の経済開発が必ずしも所期の効果をあげていない点が強調されたこと。
- (2) 第1次生産物の価格安定化が、当面後進諸国の先決問題であることが強調され、このため国際的協力を呼びかける声が強かったこと。
- (3) 民間外資に対する受入国側の警戒心が薄れ、むしろ積極的な外資導入の必要性がこれら諸国においてかなり認識されるようになったこと。
- (4) 最近、被援助国において長期の経済開発計画を新規に策定しあるいは従来からの計画を現実に即応して修正するなどの気運が高まり、またこれに必要な海外からの援助資金についても、より計画的に受け入れようとする動きがみられるようになったこと(インド、パキスタン、タイ、セイロンなど)。

なおコロンボプランの次期協議委員会は明年日本で開催されることとなった。

◇イスラエルにおける通貨の呼称単位変更

イスラエルでは従来1,000分の1イスラエルポンド(1イスラエルポンドは0.5556米ドル)をもって“pruta”としていたが、今回通貨条例(Currency Ordinance)改正法の成立に伴い、明年1月1日からはこれを廃止し、新たに100分の1イスラエルポンドをもって“agora”と称することとなった。

◇パキスタンの第2次5か年経済開発計画案

パキスタン政府は、かねて第2次5か年開発計画の作成を急いでいたが、このほど一応の成案を得た(註)。それによると1960年7月から始まる第2次5か年計画の投資規模は180億ルピー(37.8億ドル)で、修正後の第1次5か年計画(108億ルピー)に比べて66%増とかなり大規模なものとなっている。また総投資額に占める民間投資の割合は第1次5か年計画の30%から36%へ増大をみており、民間企業の積極的な促進が意図されている。

同計画案の基本方針は次の通り。

- (1) 最終目標を、国民所得で20%増(期間内の人口増加9%を見込み1人当たり所得10%増)、雇用で3百万人増におく。
- (2) 食料自給を達成するため化学肥料の利用、11百万

エーカーに及ぶ開墾および灌漑を行なう。

(3) 工業生産を50%増大し、特に雇用増大、外貨獲得を図るため輸出産業、国産原料加工および輸入代替品工業などの育成を促進する。

(4) 運輸通信の改善、電力資源の開発に引き続き重点をおく。

(5) 東西パキスタンの経済条件の格差を是正する。

ところで、この第2次5か年計画案は、第1次5か年計画が工農両部門に平均して力を入れ総花的になったため、所期の成果があがらなかったことにかんがみ、農業部門に対する政府投資を第1次計画の14%から20%へ増加し、また鉱工業開発においても民間部門のウエイトを高めるなど政策の転換を行なっている。しかしながらその資金調達面では総投資180億ルピー中75億ルピーを海外援助によりまかなう計画であるが、この外国援助期待額は第1次5か年計画に比べて2倍近いものとなっている点は注目を要する。

なお第1次5か年計画の投資実績は計画規模の90%、また農業生産は当初の目標13%増に対し6%増程度にとどまるとみられる。この農業生産の不振を主因に、国民

第2次5か年計画案

(単位・百万ルピー)

| 区 分 | 第2次 計画案 | 比率 (%) | 第1次 計画(註) | 比率 (%) |
|--------------|------------|-----------|--------------|-----------|
| (公共部門) | | | | |
| 農 業 | 2,000 | 17.4 | 880 | 10.8 |
| 農 村 助 成 | 250 | 2.2 | 243 | 3.0 |
| 工業、燃料、鉱業 | 1,500 | 13.0 | 1,070 | 13.2 |
| 運 輸、 通 信 | 2,000 | 17.4 | 1,640 | 20.2 |
| 水 利、 電 力 開 発 | 3,200 | 27.8 | 2,600 | 32.1 |
| 住 宅 | 800 | 7.0 | 770 | 9.5 |
| 教 育 | 1,200 | 10.4 | 580 | 7.1 |
| 保 健 | 350 | 3.0 | 280 | 3.5 |
| 家 族 計 画 | 100 | 0.9 | — | — |
| 労 働、 社 会 施 設 | 100 | 0.9 | 50 | 0.6 |
| 小 計 | 11,500 | 100.0 | 8,113 | 100.0 |
| (民間部門) | | | | |
| 工業、燃料、鉱物 | 2,750 | 42.3 | 1,200 | 33.3 |
| 住 宅 | 2,000 | 30.8 | 900 | 25.0 |
| 運 輸 | 700 | 10.8 | 450 | 12.5 |
| そ の 他 | 1,050 | 16.1 | 1,050 | 29.2 |
| 小 計 | 6,500 | 100.0 | 3,600 | 100.0 |
| 合 計 | 18,000 | | 11,713 | |

(註) 本計画は1958年公共部門、民間部門それぞれ75億ルピー、33億ルピーへ修正圧縮された。

所得の増大は10%、と当初目標15%をかなり下回る見込みである。

(注) この成案は本年4月政府の諮問機関として設立された第2次5か年計画審議会により作成されたものである。

◇ビルマの投資法成立

ビルマの新投資法案(The Union of Burma Investment Bill)はこのほど国会を通過、成立した。

ビルマは従来、その経済開発の面において社会主義的色彩が濃く、各種産業の国営化が推進されてきたため、民間産業の育成は等閑視され、なかんずく海外からの投資についてはきびしい制約が課せられていた。しかしながら近年に至り経済の開発、発展を促進するため民間投資、海外投資の重要性が認識され、政府も漸次民間産業育成の方針を採っている。またタイ、パキスタン、マラヤなど近隣諸国が民間外資活動の制限緩和ないし保護措置を相次いで実施し、外資導入促進を図っている中で、これらの事情も背景となって、上記投資法が制定されたものとみられる。

今回成立をみた投資法案の骨子は次の通りである。

(1) 国有化に対する保証

イ、民間投資による新企業に対しては10年間国有化しないことを保証する。また大統領の裁量によりこの期間は最高20年まで延長しうる。

ロ、国有化の際には公正な補償金を支払う。

(2) 外資に対する優遇

利潤送金と投資元本の送還については特に便宜を与える。

(3) そ の 他

イ、利潤が1年以内に再投資された場合、その額については課税を免除する。

ロ、利潤に対する課税は、当初3年間は無条件で、また投資委員会の認定を得ればそれ以上の期間について免除する。

ハ、資本設備、機械、原材料の輸入に対しては3年間輸入税を免除する。

◇タイの1960年度予算案

サリット政府は11月5日、1960年度(1~12月)の予算案を議会に提出した。予算の歳出規模は77億バーツと前年度比513百万バーツ、7%方の増加を示しているが、これは主として公債償還費の著増および灌漑新計画の実施に伴う農務省費の増加によるもので、その他の国防、教育、内政費などはほとんどが前年度以下に削減されるなど歳出の抑制が図られている。一方歳入面では米

輸出納付金がビルマなど米輸出との競争激化を反映して減収の見通しであるが、税制改革により税収は大幅の増加が予定されている。この結果実質的赤字は前年度の587百万パーツから10百万パーツへ激減してほぼ均衡予算となり、財政の健全化が図られることとなった。

なお、公共事業費が前年度に比し減少しているが、これは経済開発を財政支出によることなく、主として民間投資により実施せんとする方針を反映したものとみられる。

タイの1960年度予算案

(単位・百万パーツ)

| 歳 出 | | | 歳 入 | | |
|---------------------|--------------|--------------|------------|--------|-------|
| 内 訳 | 1959年度 | 60年度 | 内 訳 | 1959年度 | 60年度 |
| 国防省 | 1,412 | 1,360 | 税 収 | 4,406 | 5,192 |
| 教育省 | 1,320 | 1,236 | 官営事業収入 | 407 | 306 |
| 内務省 | 1,193 | 1,147 | 特別収入 | 1,035 | 952 |
| 農務省 | 470 | 552 | (うち米輸出納付金) | (910) | (829) |
| 運輸省 | 488 | 403 | その他 | 102 | 90 |
| 公共事業費 (うち経済開発公社) | 560 (227) | 421 (104) | 公債発行 | 1,237 | 1,160 |
| その他 | 1,094 | 1,431 | | | |
| 公債償還費 | 650 | 1,150 | | | |
| 合 計 | 7,187 | 7,700 | 合 計 | 7,187 | 7,700 |

◇マラヤ連邦の1960年度予算

マラヤ連邦ではこのほど1960年度(1~12月)予算案を議会に提出した。新予算の歳出は、開発、教育、衛生などがいずれも増加しているが、反面共産ゲリラ緊急費がほぼ半減をみたため総額では889百万海峽ドル前年度に比べ2%弱の増加にとどまっている。特に開発関係支出には前年度比46百万海峽ドル増の250百万海峽ドルを計上し、輸出の大宗をなしているゴムについてゴム樹植替えのため51百万海峽ドルの支出を予定しているほか、従来比較的関心の薄かった村落地区の開発推進を重視している。

一方、歳入においては、前年度予算に比し輸出税の増収を予定しているが、価格変動の著しいゴム輸出税については98百万海峽ドルと前年度予算を22百万海峽ドル上回っているものの前年実績見込み(182百万海峽ドル)に対しては、その6割以下に押えている。また輸入税も本年11月より食料品、石油製品、ゴム製品など約60品目が新たに課税対象に追加、もしくは税率が引き上げられたほか、新たに個人所得税の増税も予定されており、全般に大幅の歳入増加が見込まれている。したがっ

て赤字は前年度予算の114百万海峽ドルから15百万海峽ドルへ激減し、ほぼ収支の均衡をうることとなったが、1959年度予算の赤字がゴム輸出税収入の増収によりほぼ解消するものと見込まれているおりから、最近のゴム輸出の好調が持続する限り明年度の財政収支は余裕を加えるものとみられる。

マラヤ連邦の1960年度予算

(単位・百万海峽ドル)

| 区 分 | 1960年度 予 算 案 | 59年度(59年 度) 予 算(実績見込み) |
|------------|-----------------|---------------------------|
| 歳 出 | 889 | 874 (870) |
| 共産ゲリラ対策緊急費 | 56 | 93 |
| 開 発 費 | 250 | 204 |
| 教育・衛生費 | 254 | 238 |
| 国防、一般行政費など | 329 | 339 |
| 歳 入 | 874 | 760 (868) |
| 輸 出 税(ゴ ム) | 98 | 76 (182) |
| (錫) | 45 | 30 (37) |
| (その他) | 6 | 18 |
| 輸 入 税(たばこ) | 101 | 102 |
| (その他) | 241 | 186 |
| 所 得 税 | 156 | 125 |
| そ の 他 | 227 | 223 |
| 収 支 | - 15 | - 114 (- 2) |

◇韓国銀行の公定歩合引上げ

韓国銀行は11月6日次の通り公定歩合の引上げを実施した。

- (1) 対一般銀行
 - (イ) 手形割引 商業手形、貿易手形および援助物資引受手形 日歩2銭(従来1.8銭)
 - (ロ) 手形貸付 日歩2.8銭(2銭)
- (2) 対農業銀行
 - (イ) 手形割引 対一般銀行と同じ
 - (ロ) 手形貸付 営農資金 据置(1.5銭)
米穀担保貸付 〃(1銭)
農林資金 〃(2銭)
その他 日歩2.8銭(2銭)

韓国銀行が本措置を実施するに至ったのは最近銀行貸出の増加、通貨増発、物価上昇などが顕著となってきたことによるものとみられる。すなわち本年上半期においては通貨、物価情勢ともに比較的安定し、4月には貸出制限の一部撤廃、7月には公定歩合の引下げを実施するなど金融緩和措置が採られてきた。しかしながら、その後商業銀行の貸出は漸次増加速度を速め、7~9月間に

韓国の主要経済指標

| 区 分 | 1958年 12 月 | 59年 6 月 | 9 月 |
|-----------------------------------|---------------|------------|---------------|
| 物価指数 { 卸 売 (1953年=100) { 生 計 費 | 322 | 345 | 361 |
| 銀行券発行高(億 韓 元) | 1,163 | 1,005 | 1,102 |
| 商業銀行貸出(対 民 間 (億 韓 元)) | 748 | 789 | 850 |
| 〃 預金(対 民 間 (億 韓 元)) | 881 | 1,008 | 975 |
| 中央銀行貸出(対 金融機関 (億 韓 元)) | 311 | 162 | 78 |
| 金および外貨(百万ドル) | 146 | 146 | 150 |
| 工鉱業生産指数 (1955年=100) | 157 | 189 | 188 (8月推定) |

7.7%の増加をみ、また銀行券も9.7%の増発、物価も卸売物価4.6%、生計費6.1%の騰貴をみるなど引続き上昇傾向をたどり、インフレーション傾向を強めるに至った。このため公定歩合を引き上げ、金融引締め方針に転ずるに至ったものである。

なお、農業銀行の手形貸付金利が据置かれたのは零細農民の保護の見地によるものとみられる。

◇ 豪州連邦銀行の特別預金増額と連邦政府の季節的短期証券発行

豪州では本年にはいり外資の流入が一段と活発化したため、商業銀行の流動性は、3月以降の農業資金需要期、徴税期など季節的金融繁忙期にもさして低下をみずに推移し、そのまま9月からの羊毛輸出を主因とする金融緩和期を迎えた。すなわち、本年3～9月の間、主要商業銀行の貸出は44百万豪ポンドの増加（前年同期86百万豪ポンド増）、預金は15百万豪ポンドの減少（前年同期113百万豪ポンド減）にとどまり、9月末における流動資産（連邦銀行への特別預金を除く）の総預金に対する比率は約24%と前年同期（20%）を大幅に上回り、これが株式投機化の一因をなすに至った。

これに対し、連邦銀行は10月31日商業銀行に対して特別預金15百万豪ポンドの預入増を指示し、また大蔵省も10月成立した法律に基づき、11月25日以降はじめて季節的大蔵省証券を発行、市中の余裕資金を吸収することとなった。

まず、特別預金の増額については当預金制度が連邦銀行の主たる金融調節手段（1960年より支払準備制度に切り替えられることとなっている）として採用されており、財政のスペンディング政策に呼应して昨年3月以降本年2月までに数次にわたり総計90百万豪ポンドの解除が行なわれてきた。しかし今回増額措置をみたのは主として季節的金融緩和期に際し、過剰流動性を吸収せんとするもので、現在外貨事情も引続き改善傾向を示し、輸

入制限緩和の方向にあること、開発計画促進が図られていることなどからみてデフレ政策への転換を意味するものではないと考えられる。

一方、新たに発行される季節的大蔵省証券（Seasonal Treasury Note）は、期間3ヵ月、額面100豪ポンドにつき99%豪ポンドの割引形式（利回り年3.023%、国債の市場利回り並み）、11月25日以降明年3月まで2週間ごとに発行、本財政年度末（明年6月）までに全額償還の条件であり、発行総額は前年の銀行流動資産の季節的変動よりみて1億ないし1億5千万豪ポンドと推測されている。

連邦政府が連邦銀行の金融調節のほか特に本措置を行なったのは、①前記特別預金制度の操作に併行して連邦銀行の金融政策をいっそう効果的にすること、②本年2月短期金融市場が開設されたが、商業銀行の余裕資金取り手となる短資業者の投資対象が少なかったため、格好の運用対象を与え市場の育成に資すること、などによるものとみられる。

◇ 豪州の12～3月期輸入政策

豪州政府は11月29日、12月～明年3月間の輸入政策を発表し、8～11月期に引続き輸入制限を一段と緩和することとなった。これは今後の羊毛輸出見通しが引続き明るく、また外資流入の好調も続くものと見込まれている一方、経済開発促進のための資材輸入が強く要請されていることなどの事情によるものとみられる。

輸入制限緩和の概要は次の通りである。

- (1) 前期は輸入水準を6%引き上げ年率850百万豪ポンドとしたが、今回これを875百万豪ポンドへとさらに3%引き上げた。この額は輸入許可制採用前の1951～52年度の輸入実績1,053百万豪ポンド以来の最高である。
- (2) 輸入制限緩和の重点は、経済開発に必要な原材料・資本財におかれている。すなわち、①外貨割当増加は大部分が要許可品目たる工業用機械類および原材料などの重要品目について行なわれ、②新たに許可不要品目にニッケル合金、銅地金など16品目が追加された。③鉄道資材、鉄管など48品目が Replacement Category（注）へ移されたほか、④一部原材料と緊要消費財の外貨割当も5%増枠された。⑤なお、一部の非緊要消費財・完成消費財についても5%の割当増加が行なわれている。
- (3) ドル地域からの輸入に対する制限を、自動車と少数の消費財を除いて撤廃し、自動車に対する制限も明年10月から撤廃することとした。

（注） 輸入実績に応じ、最高前期実績の2倍までライセンスが発給されるもの。